

民事訴訟法改悪(裁判全面IT化、等)に反対します!

法制審議会は、民事裁判の提訴から判決までの手続きを全面的にIT化する民事訴訟の改正要綱を答申し、3月8日改正案が閣議決定され、3月23日から衆議院法務委員会で審議入りしています。

民事訴訟のIT化では、裁判所への持参か郵送が必要な訴状や準備書面について、オンラインでの提出を容認(弁護士など訴訟代理人は義務化)。さらに、e-courtと称して、口頭弁論や証人尋問、判決言い渡しなどで「ウェブ会議」形式を可能にするというものです。法務省は2025年度中の完全実施を見込んでいます。裁判所と弁護士事務所をインターネットで結ぶオンライン形式での裁判実施は、当事者、代理人らが一度も裁判所に赴くことなく手続きを行えるようにする、紙媒体で保管されている訴訟記録も原則電子化し、当事者らは裁判所のサーバーにアクセスして閲覧できるようにする(e-filing)、というものです。

効率や利便性が名目とされていますが、実際は問題点の多い民事訴訟法改悪となっていると考えます。

口頭弁論や証人尋問、判決言い渡しなどで「ウェブ会議」形式を可能にする、というこの法案は、当事者の双方あるいは一方が異議を述べたとしても、裁判所の判断で、ウェブ会議等の方法による口頭弁論の開催を当事者に強制することができます。「ウェブ会議」方式になれば、証人の態度や表情の全てを把握できる訳ではなく、これまで法廷で裁判官が証人の態度等から心証をとっていたことが大きく転換することになります。裁判の公開は、長年の歴史の中で人類が編み出した英知であり、裁判の重大な原則です。憲法でも保障されている制度です。そして、裁判の公開とは、生身の裁判官や当事者が出席し、直接顔を見て意見を交わし、その状況を人々が直接法廷で傍聴することが本質的なことです。e-courtはその裁判の公開を形骸化するものです。この下で、密室裁判での和解強制なども危惧されます。韓国などと比較して日本の裁判IT化の遅れを指摘する向きがありますが、韓国では長い期間をかけてe-filing(記録の厳格な保管)を充実化してきているものの(書面のネットでの提出は任意)、e-court=裁判のオンライン化は例外的にしか行っていません。

今回の民訴法改定は、IT化だけでなく、「新たな」訴訟手続として、通常訴訟と並列的な訴訟制度(審理期間をこの訴訟手続の利用を指定した期日から6か月以内に限定する制度)を設けようとしています。現行の制度でさえ人証や証拠の申請が却下され拙速に不公正な判決が出される傾向が強まっていますが、この異常な裁判期間短縮制度で、主張・立証の機会がさらに制限されます。十分な主張・立証を許さぬ拙速審理が横行すること必定です。期間が限定された手続は、証拠・情報・資力等で劣る側が著しく不利になります。当事者双方に十分な主張・立証の機会を与え、これを尽くした上で判決を出すことでこそ「公正かつ適正で充実した」裁判たりえるものです。この法定審理期間訴訟手続は、規定上、消費者契約事件と個別労働事件を除くが、それ以外の民事事件はすべて対象とされています。人々が等しく公正・適正、充実した裁判を受ける権利があります。これが侵害されるものです。

e-filingも記録における個人情報漏洩の危惧がある等、今次の民事訴訟法改定案は多岐にわたって問題点があり、国会では十分な審議が必要になっています。

今国会で何の反対もなく成立することを許さず、私たちは声をあげていきたいと考えます。

労働法制改悪阻止・職場闘争勝利!労働者連絡会

板橋区板橋2-44-10-203 北部労法センター気付

03-3961-0212

「民事訴訟法IT化とは・・・」学習・討論会

4月13日(水) 18時30分~としま区民センター

会議室502

講師=山下幸夫弁護士

主催:労働法制改悪阻止・職場闘争勝利!労働者連絡会

労働者法律センター、北部労働者法律センター、三多摩労働者法律センター